

【事業所向け】介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A (高齢者支援課) R5.7 修正版

No.	区分	質問 (その他)	回答
1	日割り	<p>令和2年5月14日 (木) 広島県から、「休業協力要請の対象外とするが、可能な限り利用自粛」との要請を受け、総合事業デイサービスの利用を、本人・家族と協議し、利用回数の調整や、休止をした人がある。どのように計算すればよいか。</p> <p>※施設の使用制限等の協力要請を解除済</p>	<p>例えば、要支援2の人が総合事業デイサービスを月曜日と金曜日に利用している場合、利用自粛を要請した日以降、月曜日でのみの利用となった場合は、金・土・日が休業日となり、残りの日数で日割り計算となります。</p> <p>例：5月18日 (月) 事業所と本人が協議 話し合いの結果22日 (金) 29日 (金) を休みとした場合。 22日, 23日, 24日, 29日, 30日, 31日が休業日のため残り25日が算定となり、25日×112単位=2,240単位となります。</p> <p>週1回の利用者で、4/1～4/20まで利用し、4/21～4/30まで休止した場合は休み期間を除き、日割り計算となります。</p>
2	コロナ	<p>令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いはどうなるのか。</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 上の位置付けの変更後については、「新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて (令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)」において、通知別紙に分類された対応により、それぞれ取り扱うこととされました。</p>